

相続登記が済んでいない

遺言書を残したい

遺産分割ってどうやるの？

相続人が行方不明に……

# 遺言・相続無料相談会

日時：平成28年2月27日(土)10時～16時

これで安心！

遺言の？  
相続

お悩み解消！

お答え  
します。

法律のプロ「司法書士」がお答えします。  
司法書士は、くらしに役立つ法律家です。



主催：埼玉司法書士会

予約・問合せ ☎048-863-7861

<http://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/>

(詳細要旨)